



# 島根県報

平成26年7月18日（金）

第2,615号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	2
公有水面埋立の免許	（河川課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林整備課）	6
---------------------	---------	---

### 【特定調達公告】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理に係る随意契約の相手方等	（教育施設課）	6
---------------------------------------	---------	---

### 【正 誤】

平成26年5月30日付け島根県報号外第81号別冊中	（財政課）	6
---------------------------	-------	---

**告 示****島根県告示第416号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
遠藤 健史	内科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成26年6月30日
富長 岳史	眼科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成26年6月30日
堀 大介	小児科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成26年6月30日
稲田 耕大	眼科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成26年6月30日
清村 真道	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成26年6月30日
清村 志乃	内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成26年6月30日

**島根県告示第417号**

平成26年島根県告示第383号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場、美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町河内1008、1009	内田 博道	隠岐郡知夫村2246-3
邑智郡邑南町日貫3970-1、3970-5、3970-12、3971-2	小笠原 千歳	邑智郡邑南町日貫1270
邑智郡美郷町久喜原596-2	小田 昇	広島市安佐南区中筋3-31-13-3
邑智郡美郷町久喜原603-6	中村 幸人	邑智郡美郷町久喜原329
邑智郡邑南町日貫3522、3532-2	横山 一	邑智郡邑南町矢上6001-5

**島根県告示第418号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン出雲食品館 島根県出雲市天神町151外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更しようとする事項

## ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 (建物北西側) 121平方メートル

(変更後) 荷さばき施設① (建物北西側) 121平方メートル

荷さばき施設② (建物南東側) 60平方メートル

## イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設: 午前6時から午後9時まで

(変更後) 荷さばき施設①: 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設②: 午前5時から午前7時まで

## (4) 変更の年月日

平成27年3月9日

## 2 届出年月日

平成26年7月8日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課 (出雲市今市町70番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第419号**

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 免許日

平成26年7月9日

## 2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

### 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 埋立区域

##### ア 位置

第1工区 島根県松江市野原町字濱田245番10から同243番地先道路に至る間の地先公有水面

第2工区 島根県松江市野原町字修利免149番3及び同145番5に至る間の地先公有水面

##### イ 区域

###### 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院四等三角点弁慶島（北緯35度31分14.37秒、東経133度08分52.57秒）から269度02分20秒、  
689.21メートルの地点

2の地点 1の地点から171度14分04秒、1.35メートルの地点

3の地点 2の地点から171度15分18秒、7.10メートルの地点

4の地点 3の地点から76度41分14秒、8.78メートルの地点

5の地点 4の地点から79度25分56秒、12.78メートルの地点

6の地点 5の地点から82度30分51秒、12.77メートルの地点

7の地点 6の地点から85度08分17秒、5.53メートルの地点

8の地点 7の地点から357度10分22秒、5.54メートルの地点

9の地点 8の地点から357度10分22秒、1.30メートルの地点

10の地点 9の地点から267度00分09秒、7.02メートルの地点

11の地点 10の地点から266度14分34秒、7.08メートルの地点

12の地点 11の地点から264度18分09秒、6.06メートルの地点

13の地点 12の地点から263度10分14秒、4.04メートルの地点

14の地点 13の地点から261度04分05秒、5.02メートルの地点

15の地点 14の地点から259度27分46秒、5.12メートルの地点

16の地点 15の地点から257度24分50秒、4.03メートルの地点

###### 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び17の地点と20の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

17の地点 国土地理院四等三角点弁慶島（北緯35度31分14.37秒、東経133度08分52.57秒）から268度55分02秒、  
611.75メートルの地点

18の地点 17の地点から87度54分44秒、7.49メートルの地点

19の地点 18の地点から352度43分11秒、1.88メートルの地点

20の地点 19の地点から259度22分50秒、7.47メートルの地点

##### ウ 面積

第1工区 312.18平方メートル

第2工区 9.85平方メートル

合 計 322.03平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

島根県松江市野原町字濱田245番3地先道路から同町字修利免143番地先道路並びに同144番3を経て同町字濱田245番10に至る間の陸域及び地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とコの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 国土地理院四等三角点弁慶島（北緯35度31分14.37秒、東経133度08分52.57秒）から268度02分49秒、702.06メートルの地点

イの地点 アの地点から73度44分56秒、13.98メートルの地点

ウの地点 イの地点から78度16分56秒、21.97メートルの地点

エの地点 ウの地点から83度45分33秒、24.29メートルの地点

オの地点 エの地点から87度34分45秒、38.68メートルの地点

カの地点 オの地点から87度57分31秒、19.06メートルの地点

キの地点 カの地点から357度57分18秒、14.30メートルの地点

クの地点 キの地点から273度53分54秒、64.49メートルの地点

ケの地点 クの地点から263度41分38秒、4.27メートルの地点

コの地点 ケの地点から253度22分33秒、55.07メートルの地点

## ウ 面積

2,174.72平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 島根県告示第420号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 7 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 区域の名称

長沢15

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次に結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市長沢町327番2	1号から3号まで及び18号
〃 329番12	4号
〃 329番7	5号、6号及び17号
〃 1526番4	7号、9号及び10号
〃 1526番1	8号
〃 331番2	11号
〃 1526番2	12号
〃 1526番6	13号及び14号
〃 329番23	15号
〃 329番9	16号

**公 告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年 7 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
626	稲田 直人 出雲市灘分町2515番地	○		○	○	稲田 直人 出雲市灘分町2515番地

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 7 月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

- 1 物品等の名称及び数量  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理 1式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 6 月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境安全事業株式会社 北九州事業所長 氏本 泰弘 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24
- 5 随意契約に係る契約金額  
99,915,250円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

**正 誤**

平成26年 5 月30日付け島根県報号外第81号別冊中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
43	H26年度当初予算 充当事業一覧	7,144	71,444
		575,680	639,980

	(島根県) の表中	18,100,564		18,164,864
		31,663,507		31,663,507
		49,764,071		49,828,371
49	第5図 県税の状況の図中	その他 172 (4.7%)		その他 172 (0.3%)
56	1(1)の表中	通信 330/単位		通信 330円/単位
85	図中	借入金等利子 0.1兆円		借入金等利子 0.2兆円